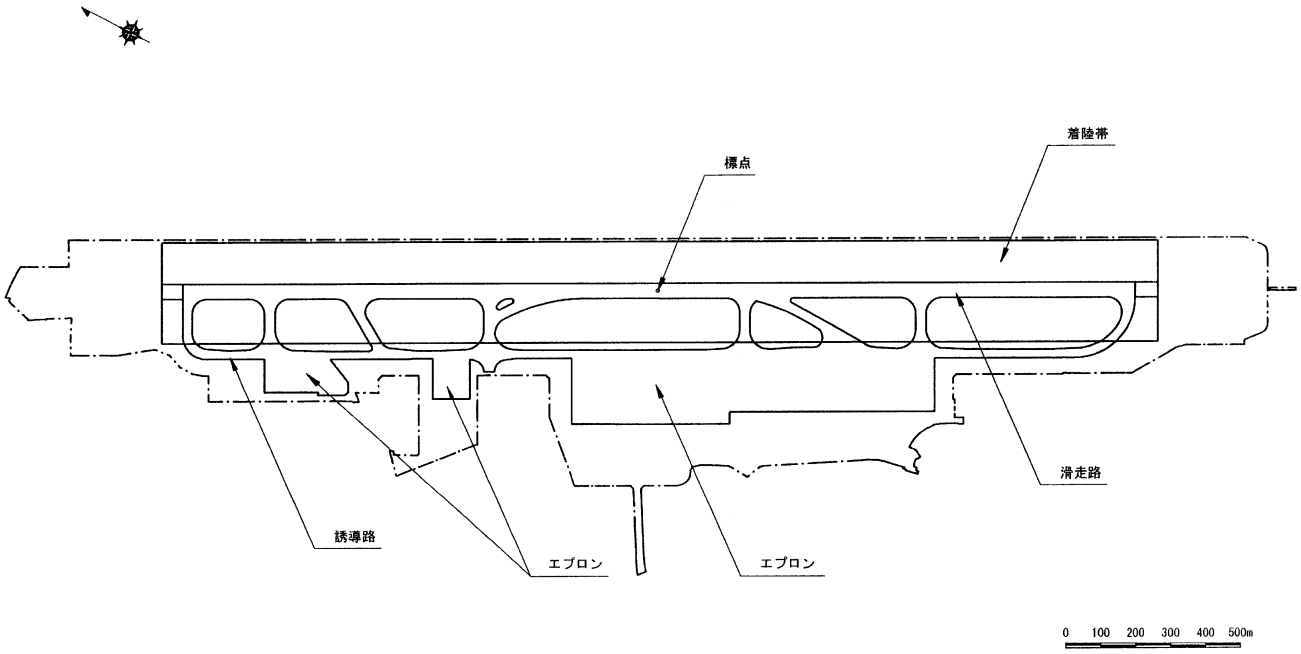
別図　名古屋飛行場



※誘導路及びエプロン（平成27年国土交通省告示第849号において変更しようとする部分に限る。）は、平成29年2月2日に供用を開始する予定である。

○東北地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十一日　　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間
百十二号	寒河江市大字白岩字東畑六四九二番一から同市大字宮内字宮の下三八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十八年十月十一日

○関東地方整備局告示第二百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十一日　　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市堀之内一丁目三一四九番一地先から同市堀之内七丁目一五〇七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十八年十月十一日

○関東地方整備局告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年十月十一日　　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　　占用を制限する区域　　図面縦覧場所

一般国道	二百九十八号	市川市堀之内一丁目三一四九番一地先から同市国分七丁目一五〇七番二まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月十二日

○関東地方整備局告示第二百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日　　関東地方整備局長　大西　亘

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十七号
㈢	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
渋川市上白井字津野二六七一番一から同市上白井字伊熊二〇九五番一まで	前	八・六六～二二・一〇メートル	〇〇・三五二キロメートル
	後	一一・二五～六六・四三メートル	〇〇・三五二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所